

平成23年第1回臨時会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第1日)

議事日程(第1号)

平成23年1月26日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	16番 大久保洪昭 17番 瀬戸口和幸
日程第2	会期の決定	1日限り
日程第3	議案第1号 吉岐市行政組織条例の全部改正について	総務課長 説明、質疑 委員会付託
日程第4	議案第2号 吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	病院事務局長 説明、質疑 委員会付託
日程第5	議案第3号 吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	病院事務局長 説明、質疑なし 委員会付託
日程第6	議案第4号 平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第5号)	財政課長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第7	農業委員会委員推薦の件	原案のとおり決定
追加日程第1	議案第1号 吉岐市行政組織条例の全部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
追加日程第2	議案第2号 吉岐市医学修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
追加日程第3	議案第3号 吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君

15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

市長	白川 博一君		
副市長兼病院事務局長		久田 賢一君	
教育長	須藤 正人君		
壱岐島振興推進本部理事		松尾 剛君	
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	浦 哲郎君	政策企画課長	山川 修君
管財課長	豊坂 康博君	会計管理者	宇野木眞智子君
教育次長	前田 清信君	病院管理課主幹	左野 健治君

午前10時00分開会

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成23年第1回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから、議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、壱岐市議会会議規則第81条の規定により、16番、大久保洪

昭議員及び17番、瀬戸口和幸議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成23年第1回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年は私が市長に就任いたしまして、いよいよ4年目総仕上げの年であります。これまで、市民皆様、議員各位の御支援、御協力をいただき、本市の振興発展、また本市が抱える多くの課題、問題に誠心誠意取り組んでまいりました。特に本年は、4月1日から新たな4校による中学校制度がスタートいたしまして、また地域情報通信基盤整備事業光ケーブルの整備による、壱岐市ケーブルテレビの開局など、壱岐市の将来に向けた重要な一步を踏み出す年であります。また一方で、山積する課題等に対し、より一層真摯に取り組み、その解決、あるいは道筋をつけなければなりません。今後も市民皆様、議員各位の御支援、御協力をいただきながら、精いっぱい取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、去る1月16日から17日にかけて、強い寒波が訪れました。壱岐市内においても、マイナス4.9度を記録し、水道管の凍結による破裂などが、市内各地で発生いたしました。18日までに行った調査では、宅内漏水等の市への問い合わせが133件、水道業者への依頼が900件に上る状況でありました。この漏水の影響で配水地、いわゆる貯水タンクが停水状態となり、一部地域、特に高台の地域では水圧が不足し、通常の水量が出ないなどの状況が生じました。これらの対応につきましては、担当課職員で漏水等の調査を実施するとともに、調査区域が広範囲にわたりましたために、水道検針業務を委託している皆様にも調査を依頼して、漏水など発生していないか巡回を行い、必要に応じてバルブを閉じるなどの措置を行ったところであります。また、防災行政無線により、その対策等について周知を図ったところであります。現在は、ほぼ復旧をいたしておりますが、今回の事態を検証し今後市民皆様への対応、対策の周知を図るとともに、漏水対策の強化に努めてまいります。

次に、1月19日夜から20日未明にかけて、市内教育施設において侵入及び窃盗事案が発生いたしました。現在、警察の捜査中でありまして、捜査の状況を見ながら今後の対応を図ってまいりたいと考えております。今後、公共施設の防犯については、これまで以上の対策を講じてまいります。

さて、本日提出させていただきました案件は、条例の全部改正1件と条例の制定2件、そして経済対策等による予算案件1件の合計4件でございます。

条例の全部改正につきましては、議案第1号壱岐市行政組織条例の全部改正についてでございます。今回、検討を重ねまして、社会情勢の変化に対応するため、部制への変更を初め、所要の改正を行うものでございます。

また、議案第2号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定についてと、議案第3号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定についてでございますが、市立病院における将来の医師確保及び医療技術者の確保を図ることを目的に検討を重ね、今回提案するものでございます。

また、議案第4号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）でございますが、これにつきましては国の緊急総合経済対策にかかわる、地域活性化交付金のきめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金の創設。同じく、国における子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の決定に伴うもの等でございます。きめ細かな交付金につきましては、国の補正予算計上額が2,500億円ございまして、本市に対する交付限度額見込みが3億2,628万3,000円でございます。住民生活に光を注ぐ交付金につきましては、国の補正予算計上額が1,000億円、本市に対する交付限度額見込みが4,265万5,000円でありまして、両交付金の本市に対する交付限度額の見込み額合計は3億6,893万8,000円でありまして、本メニューに沿った所要の予算を計上しております。また、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金につきましては、子宮頸がんワクチン及びヒブ、肺炎球菌の予防接種対象者の接種費用にかかる助成について、所要の予算を計上したものでございます。

何とぞ、慎重な御審議をいただきまして、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3．議案第1号

議長（牧永 護君） 日程第3、議案第1号壱岐市行政組織条例の全部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提案いたしました議案につきましては、担当理事及び担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） 議案第1号吉岐市行政組織条例の全部改正について、吉岐市行政組織条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や、多様な市民ニーズに柔軟に対応できる効率的な組織体制を構築するため、市長事務局の組織及び分掌事務の見直しを行うものでございます。

現行の課制から部制への変更が主なものでございます。

平成21年4月の機構改革で、現場重視と意思決定の迅速を図るため、部制を廃止いたしまして、必要に応じて担当理事を配置してまいりました。これまで、現在の本庁舎分散方式という根本的な課題もございまして、理事制の運用の過程で責任の所在が明確でない、あるいは職務上の権限が分散して指揮・命令が円滑に機能しない場合があるなどの意見がございました。そのようなことから、統括課長級としておりました理事職の位置づけのわかりにくさを解消し、権限を部長に持たせまして、組織の透明性、すなわちわかりやすさの確保と責任の所在を明確にしようとするものでございます。

次のページをお開きください。

吉岐市行政組織条例の全部を改正しようとするものでございます。

第1条は、内部組織の設置でございます。部制を採用しようとするものでございます。総務部、企画振興部、市民部、保健環境部、それから農林水産部、建設部、病院部。このように、7部の内部組織を置こうとするものでございます。

現在の、吉岐市行政組織規則第3条で、内部組織を7つの部門などに分けておりまして、この枠を部としようとするものでございます。

第2条は分掌事務でございます。基本的には、今まで部門で区分していたものを、部単位に分掌をしようとするものでございます。総務部で分掌する事務は、（1）総務部の「ア」から「ソ」に列記をしております。15の事務でございます。このうち「ウ」としております、地域主権改革に関すること。それから「ソ」市長の特命事項に関することについても、新生総務部で担当することといたしました。企画振興部で分掌をする事務は、（2）の企画振興部の「ア」から「ク」に列記しております。8つの事務でございます。また、企画振興部には結婚を望む男女の縁結びなど、結婚活動の支援などを担当させるための内部組織といたしまして、政策企画課に

「お結び班」という班を設置の新設予定でございます。それから、市民部で分掌する事務は（３）「ア」から「オ」の５つの項目にわたる事務でございます。また、この市民部には、これまでの児童家庭班の事務と市教育委員会の幼稚園担当と市の保育園担当の業務の連携を推進するための内部組織といたしまして、子ども家庭課を新設する予定でございまして、国に先んじて、融合のために独自の工夫を努力を行っていかうとするものでございます。次に、保健環境部で分掌する事務は（４）保健環境部の「ア」から「オ」の５項目にわたる事務でございます。次に、農林水産部で分掌する事務は（５）農林水産部の「ア」から「エ」の４項目にわたる事務でございます。次に、建設部で分掌する事務は（６）建設部の「ア」から「オ」の５項目にわたる事務でございます。また、現在の水道課は水道業務と下水道業務を分掌しておりますことから、課の名称も上下水道課に改めようとするものでございます。病院部でございますけれども、病院部で分掌する事務は（７）病院部の「ア」病院事業に関するものでございます。

第３条では、組織に関し必要な事項は規則に委任するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成２３年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第１号につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。済みません、ちょっと待ってください。失礼しました。

これから、議案第１号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。１２番、鵜瀬和博議員。
議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今回、完全部制ということで、前回１２月に提案された内容と若干変わっておりますけれども質問いたします。

１２月提案いただいたときに、市長は新行政推進室をつくって、その中で地域主権改革に関することと、職員の意識改革に関することをさせると。そして、子ども家庭課については、今回提案されている内容でございました。その際に、一般質問において、新行政推進室の室長については全国公募という形でされるということでしたけども、今回この新行政推進室でやろうとしたことが、総務課の中に加わっているようでございます。ということは、総務課長なり総務部長を、１２月提案いただいたときの状況として、全国公募されるのか。改めて、今回提案いただいたことについては、１２月については白紙にして、改めて今回提案されたのか。その点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今の鵜瀬議員の御質問の件でございます。１２月の否決といいますが、そのときに理由として総務委員会のほうから出していただいた、その内容が１つには副市長並み

にするべきじゃないかという御意見と、本来総務部の中の仕事じゃないかということで、そういう御指摘がございました。今回、一応、総務部の中で意識改革、地域主権の改革につきましての担当は総務部で担当して、現有職員でやってみたいと思っておりますが、どうしてもそれが困難であれば、また別の方策を考えたいと思っておりますのでございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 簡単なことですが、3条の上に委任というのがあります。この委任の説明をお願いします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 豊坂議員の質問にお答えいたします。委任ということのお尋ねでございますけれども、これはページがちょっとずれておりまして、第3条の前に委任ということで、第3条を委任する事項であるということでございます。3条の前にくる説明でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） ということは聞いておりません。1条は何のためにあるんですか。2条は何のためにあるんですか。3条は委任というのが頭にくるはずですが、この委任の説明をお願いします。1条、2条は、1条は内部組織の設置。ここまで言わんと説明がわかりませんから、わかりやすく言いますが、分掌事務については2条のことを書いてあります。3条は委任のことを書いてありますから、この字句についての説明をお願いします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 豊坂議員の御質問でございますが、3条では規則に委任するというので、ここに3条でこの条例に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は規則で定めるということで、規則に委任をしようというものでございます。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 機関に委任というのはわかりますが、規則に委任というのが、こういうところですよ、委任というのが出てくるかどうか。今まで条例見ますが、こういう中での委任というのは私は見たことがありませんが、その見解をお願いします。

議長（牧永 護君） しばらくお待ちください。堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 豊坂議員の御質問にお答えをいたします。豊坂議員、既に御承知でございますが、条例で事細かく決めるということになりますと、条例が膨大な条項になるわけでございます。そういうことから、条例の最後の条のところに委任といたしまして、規則などに委任するという形をとっております。これは、私たちが条例、規則などをつくる上で資料といたしております法制執務というテキストがございまして、これらに基づいて作成をいたしましたところ、

最後の条に委任ということで規則などに委任するという項目を書くと、制定をするということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。17番、瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 分掌事務について質問をいたします。特に市民部ですね。今度、新しく子ども家庭課というのが設けられるわけなんですけど、この市民部の分掌事務の中で5項目上がっているわけなんですけど、ずっと照らしていきますと、どうも今後入ってくる子ども家庭課に相当する事務分掌が、あと残るは市民生活に関することということだけになるんですね。ほかの福祉、生活保護、税に関すること等はほかの課で当てはまるんですけど、新しくこういう課を設けるのに、やはり事務分掌ではっきりどういう狙いに行っているのかというのを載せるべきじゃないかと思うんですが、それからすると市民生活に関することからすると、広い意味になるから当てはまるんだと言われればどうしようもありませんが、その点どうお考えでしょうか。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 瀬戸口議員の御質問でございます。本件につきましては、社会福祉に関することということで取り扱いをすることにいたしております。なお、これは条例でございます。新たに詳細な事務につきましては、規則で定めるということでございます。規則は、現在整備中ございまして、幼保連携推進班というのを考えておりまして、そこで幼稚園と保育園との連携に関すること、それから幼保一元化に関することなどを予定をいたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 規則の細部触れられるということで了解して終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 企画振興部の機能、苓崎市立一支国博物館の管理運営に関することが企画振興部になっていますが、変な質問ですが、今まで博物館等に関するやつは全部教育長あてに一般質問しよったんですが、今後はすべて市長が一支国博物館に関する質問については答弁をなされるということですか。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 町田議員の御質問にお答えいたします。市立一支国博物館などの管理運営に関することという業務は、御質問のように企画振興部の事務といたしております。現在の館長は教育長が兼ねて行っておりまして、館長としての御質問は今までどおりということと考えております。詳細の業務につきましては、企画振興部で行うということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 総務課長、じゃあもう1回。この教育委員会の文化財課とですね、この企画振興部が管理する壱岐市立一支国博物館の管理運営に関することのお互いのすみ分けというのは、どういうふうになつととですか。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 町田議員の御質問でございます。すみ分けという御質問でございますけれども、本来の業務の分掌につきましては企画振興部ということでございます。館長は現在の教育長が兼ねておりまして、館長としての御質問をされる場合は現在の教育長にさせていただくということでございます。事務の詳細については企画振興部でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） ちょっと私が教えてもらいたいんですが、館長に対する質問とですね、企画振興部に対する質問というのはどういうふうに違うんですか。私、よくわからないんですけれども。例えば、どんな文化財があるとか何とかというような質問はここではしませんから、その館長に対する質問というのと、企画振興、多分これ要するに観光とか、そういった観光客の誘致とか、そういった業務とか、そういうふうなのを多分企画振興部でやられるんだろと思うんですが、そしたら館長も本来だったら、そういう人を館長に充ててもいいじゃないですか。僕は、この文化財課とすみ分けが、これちょっと今回ちょっと非常にわかりにくいとは思っているんですけど、その分に対しては。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 今の御質問に、私のほうからお答えをいたします。私どもが、現在も壱岐島振興推進本部で、一支国博物館の管理運営に関することは所管しております。内容といたしましては、実際の管理運営に当たって指定管理をしておりますが、それにかかわる事務は当方のほうで取っております。そのほか、施設の管理等も我々が持っておりますし、予算につきましても壱岐島振興推進本部で一支国博物館の管理運営に係る分は計上させていただいております。ただ、一支国博物館と申しますと、県の埋蔵文化財センターと併設してあるわけでございますが、特に展示の内容等につきましては、学芸文化部門との連携が必要でございます。そういう意味では、文化財課にそういう学芸文化部門の御指導、御協力をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。もう1回許します。

議員（6番 町田 正一君） そしたら、館長に対する質問は、企画展示内容と学芸部門だけと

ということですね。それ以外については、すべて市長が答弁されると、今後、いうふうに理解していいわけですか。例えば、下のガイダンス施設等はどげんなるとですか。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 下の原の辻ガイダンス施設は教育委員会の所管でございます。そして、館長を設置いたしましたときに、どうしても一支国博物館の館長という、館を代表する館長としてだれがふさわしいかということを検討した場合に、教育長さんの今までの御経験、御見識も含めたところで館長職を就任していただいております。どうしても、一支国博物館といった場合に、純粋に予算的な問題とか何とかありますと我々がやっているんですが、どうしても博物館でございますから、館の運営に当たっては、どうしても学芸的部門、文化的部門の必要なところがございます。そういう意味で、館長さんがお答えになられる部分、あるいは市長部門でお答えする部分というのは、その質問に応じて分かれることになっておりまして、質問集章が上がってきた時点で手分けをして、あるいは我々が書いたものを資料とあわせて館長にお答えいただいたりしているところでございます。そういう意味では、くっきり、はっきり、ここまで教育委員会、ここから市長部門というのはなかなかわかりづらい面があるかもしれませんが、そこは逆に言えば両者連携して、よりよい運営を目指しているところでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第4．議案第2号

日程第5．議案第3号

議長（牧永 護君） 次に、日程第4、議案第2号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について及び日程第5、議案第3号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

病院事務局長（久田 賢一君） 議案第2号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について御説明いたします。

壱岐市医学修学資金貸与条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市医学修学資金貸与条例第4条で、修学資金の貸与額等に

ついて定めております。修学資金の対象となる経費及びその貸与額は、次の(2)掲げるとおりとすること、第1号で授業料等に要する経費として月額20万円、第2号で入学金として100万円以内、第3号で国公立大学以外の大学に入学した日の属する月にあっては、医学修学のため大学に要する経費として500万円以内と定めております。これによりまして、貸与総額は2,040万円となります。

次のページをお開き願います。第7条で、返還債務の当然免除について定めております。医学修学生が、次の各項のいずれかに該当するときは、第4条第1項第1号に規定する授業料等に要する経費の月額20万円、第2号に規定する入学金として100万円以内については免除することといたしております。

次に、第8条で返還及び遅延利息について定めております。この中の、第2項で第4条第1項第3号の規定により貸与された修学資金、いわゆる500万円以内につきましては、5年以内に返還をしなければならないと規定いたしております。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

次に、議案第3号吉崎市医療技術修学資金貸与条例の制定について説明いたします。

吉崎市医療技術修学資金貸与条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。第2条の定義で、この条例におきまして医療技術者とは、保健師、助産師及び看護師のみの条例といたしております。第4条で、修学資金の貸与額につきましては、月額10万円といたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

〔病院事務局長(久田 賢一君) 降壇〕

議長(牧永 護君) これから、議案第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

1番、久保田恒憲議員。

議員(1番 久保田恒憲君) 吉崎市医学修学資金貸与条例の第4条の2項で入学金として100万円以内で、3項が国立大学及び公立大学以外の大学ということであれば私立大学だと思うんですけど、に属する月にあっては医学修学のための大学に要する経費として500万円以内。これが、ちょっとよく理解できないんですが、例えば私立大学の場合は、特に医学系となると入学金で1,000万円ぐらい取る大学が普通ですよ。ということは、その、この500万円以内で、それをどうにかしようとするのか、あるいはほとんど任意といいながら給付金とかいうのが、ほぼ義務づけられているようなケースもあるかと聞いております。ですが、この500万円と、あくまでも入学金としての使用は100万円以内というふうに決められているのかどうか。そのところを、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

病院事務局長（久田 賢一君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。私立大学の入学につきましては、入学金、それから授業料、それから施設整備費とか教育充実費等がございます。この中で、入学金等につきましては、九州の大学の市立大学であれば、入学金が100万円ぐらいになっておりますけれども、それ以外の施設整備とか教育充実費とかを含めると、やはり入学時に1,000万円程度の負担が要るようでございます。このことから、入学金としては、先ほど申しましたように、入学金が100万円でございますので、まあ100万円以内としておりまして、それ以外の充実費等につきましても500万円を、一応これについては入学時に貸与するという形で、今回は条例を制定いたしております。

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 失礼しました。ありがとうございました。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第1号壱岐市行政組織条例の全部改正については総務文教常任委員会へ、議案第2号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について及び議案第3号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定についての2件については厚生常任委員会へ審査を付託します。

日程第6．議案第4号

議長（牧永 護君） 日程第6、議案第4号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 議案第4号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

平成22年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億8,828万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億5,078万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によります。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」の記載の2ページから3ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、別紙資料で御説明いたします。

別紙資料の5ページをお開き願います。国の平成22年度補正予算で、円高・デフレ対応のために緊急総合経済対策、新成長戦略実現に向けたステップ2における地域支援として、地域活性化交付金できめ細かな交付金2,500億円、住民生活に光をそそぐ交付金1,000億円が創設されました。地域活性化きめ細かな交付金の対象事業として、観光地における電線地中化など地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う事業とされています。ぎぎ市の交付限度見込み額として、3億2,628万3,000円の内報を受けています。

また、資料の次のページ、6ページ。地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金は、住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援する事業で、交付限度見込み額で4,265万5,000円の内報を受けています。なお、今後第2次配分として、第1次交付額の残り、500億円につきましては、第1次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに追加交付がなされます。また、住民生活に光をそそぐ交付金は、一定条件のもと一部を基金に積み立てて、平成23年度以降の事業の財源とすることもできます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書で、3歳出から御説明いたします。

再度、予算書の12ページ、13ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、13目きめ細かな交付金事業として5億1,707万2,000円、14目住民生活に光をそそぐ交付金事業費6,471万8,000円。なお、平成23、24年度で関係事業を行うことで、地域福祉基金積立金に560万円を補正し、交付金事業費が計で5億8,179万円を補正をいたしております。

財源内訳として、交付金限度見込み額3億6,893万8,000円と、一般財源で2億1,285万2,000円を財源としております。この一般財源は、国の補正予算で円高デフレ対応のための緊急総合経済対策により、雇用対策、地域支援活用臨時特例費で、普通交付税が1億

5,300万円が追加交付されておりますので財源といたしております。

それぞれの内容は、後ほど説明をいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の補正は、国の補正予算で子宮頸がんワクチン等の接種等の必要な経費が国庫補助の対象となりましたので、11節の需用費及び13節の委託料を計上をいたしております。対象接種ワクチンは、子宮頸がんワクチン、Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に対する補助率2分の1で、公費カバー率9割で、157万3,000円の県補助金を財源としております。19節で、平成22年度に子宮頸がんワクチン等の接種に対して、償還払い方式で2分の1の限度額で遡及適用することで105万円を補正をいたしております。

次の14、15ページをお開き願います。9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費で、新年1月1日の雷雨により、幼稚園空調機が被害を受け、改修をしなければならない事態となりましたので、改修費用を補正をいたしております。火災共済に加入をいたしておりますので、共済対象となりますので、財源を共済金を充てております。

それでは、再度、別紙資料の主要事業で、きめ細かな交付金事業及び住民生活に光をそそぐ交付金の事業について御説明いたします。

別紙資料の2ページをお開き願います。きめ細かな交付金事業費、総務費関係で郷ノ浦庁舎空調設備改修費等事業で6,154万3,000円、民生費関係で勝本町かざはや施設改修、ゲートボール場屋根改修費等の事業で1,799万3,000円、衛生費関係で地域振興事業、郷ノ浦地区集会所施設整備補助金及び瀬戸浦公衆トイレ建設事業として4,500万円、農業費関係で壱岐出会いの村建築施設修繕・空調設備改修事業として2,800万円、水産業費関係で漁港施設で久喜漁港のフェンス修繕等、港湾施設改修で印通寺港浮棧橋修繕などで2,340万円、商工関係でサンドーム屋内競技場上屋改修事業で1,000万円、市道整備関係で市道局部改良事業、菓子田線ほか11路線維持補修事業で井良坂線ほか9路線、市道局部改良事業は緊急車輛が通行しにくい路線の局部改良を補正いたしております。排水路整備費関係で、片原梅津線ほか7路線を、河川整備費で普通河川、川迎川整備事業を、住宅費関係で市営住宅法面保護事業を小崎団地ほか2団地を、教育総務費関係で小学校パソコン室エアコン設置事業ほかを、社会教育関係で大谷グラウンド耐衝撃緩和防護壁設置事業ほか事業の改修補修費、特に大谷グラウンド及びふれあい広場については、国体ソフトボール競技会場に予定され、平成25年にはプレ大会があり、競技会場を整備する必要がありますので、整備費を補正をいたしております。

以上が、きめ細かな交付金事業であります。

次の3ページをお開き願います。住民生活に光をそそぐ交付金事業として、現行の精神障害者福祉ホームB型を宿泊型サービス、グループホーム、ケアホームに障害者自立支援法適用事業者

の移行をするために、スプリンクラー及び浴室の改修工事並びに障害者地域活動支援センターの増築で、移行後で宿泊化サービスと日中活動場所の分離した福祉サービスとなるため、利用者の日中活動施設部分135平米程度を別棟に増築拡張をいたします。また、家庭相談員の充実を図るために、郷ノ浦庁舎に相談室の増設並びに地域福祉基金に560万円を、平成23、24年度の事業費として家庭相談員、自立支援員研修費、DV対策、児童虐待防止講演会事業、家庭相談員人材育成事業に積み立てをいたします。その他、吉岐子どもセンター改修、児童館、保育所施設、遊具施設の改修、郷ノ浦、石田図書館の図書等の購入費で、住民生活に光をそそぐ交付金事業を、それぞれ補正をいたしております。13目にきめ細かな交付金事業費を、14目に住民生活に光をそそぐ交付金事業費を、それぞれ一括計上をいたしております。一括計上の理由といたしまして、事業予算の出向が弾力的にできるようにいたしております。

再度、予算書の10ページ、11ページをお開きを願います。

歳入について御説明いたします。10款地方交付税、1項地方交付税を補正予算の財源とし、14款国庫支出金、2項国庫補助金で、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の内報額を、15款県支出金、2項県補助金で、子宮頸がんワクチン等接種補助金157万3,000円、20款諸収入、4項雑入で、那賀幼稚園落雷被害共済金194万8,000円を、それぞれ補正をいたしております。

予算書の4ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」。2款総務費、1項総務管理費、きめ細かな交付金事業5億1,707万2,000円、住民生活に光をそそぐ交付金5,681万8,000円、合計5億7,389万円を年度内に、その支出を終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。なお、先ほど説明いたしました歳入歳出予算補正の、きめ細かな交付金事業費は補正予算額全額を、住民生活に光をそそぐ交付金事業は地域福祉基金積立金560万円及び図書等購入費の230万円、計760万円を除く金額を繰越明許費に計上いたしております。国においても、この交付金は翌年度に繰り越し事業となされております。

5ページをお開き願います。「第3表債務負担行為の補正」。1追加、事業内容は、平成23年度スクールバス・スクールポート運行委託事業費5,600万円。期間、平成23年度。限度額、5,600万円。中学校の規模適正化において、統合での生徒の登下校に送迎に要するスクールバス・スクールポートの運行について、初年度で各種手続に期間を有するので、委託先を決める必要がありますので、債務負担行為をいたしております。委託事業の内容は、スクールバスの送迎が郷ノ浦中学校で5ルート、勝本中学校で2ルート、芦辺中学校で5ルート、計12ルートで、うち吉岐市の所有のスクールバスで8ルート、委託先所有のバスが1ルート、郷ノ浦初山の1ルートは委託先のジャンボタクシー1台を、また郷ノ浦三島地区は下校時のみのス

クールポートを使用することといたしております。

以上を、債務負担行為補正をいたしております。

資料の補正予算案の概要で、補正予算の主要事業並びに基金の状況を記載をいたしております。

以上で、平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔財政課長(浦 哲郎君) 降壇〕

議長(牧永 護君) これから、議案第4号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、鵜瀬和博議員。

議員(12番 鵜瀬 和博君) もう1回説明をいただきたいんですけども、子宮頸がんワクチン等接種委託事業について、補助は2分の1ということでしたけども、これは繰越明許費と言われましたか。これは、本年度中の大体想定として、対象者が、添付資料をいただいておりますけども、その接種対象者、大体何人ぐらい予定をされておるのかをお尋ねいたします。

議長(牧永 護君) 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事(山口 壽美君) 鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。平成22年度は、子宮頸がんワクチン接種対象者は医師会との協議の中で、高校生1年生に限りということにいたしております。高校生の1年生が女性で165名が対象になっております。Hib、肺炎球菌の対象者は、22年度は生後2カ月から7カ月未満に限定ということで、100人ぐらいの方が対象になろうかと思っております。23年度以降につきましては、国の補助対象事業を全額やりたいということで予定をいたしております。(発言する者あり) つきましては、22年度接種分だけを予算計上いたしております、繰り越し等は計上いたしておりません。

議長(牧永 護君) 鵜瀬和博議員。

議員(12番 鵜瀬 和博君) 今回は、その子宮頸がんのHPVワクチンとHibワクチンのみで、小児用肺炎球菌ワクチンについては実施しないということですかね。そして補助は、それぞれ金額は大体相場枠が、例えばHPVやったら1万5,000円から2万円程度で6カ月に3回も接種するという事は、4万5,000円から6万円かかるでしょ。その2分の1を補助をするということによろしいですか。

議長(牧永 護君) 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事(山口 壽美君) 肺炎球菌も、今回3月で該当するようにいたしております。先ほど言いましたように、生後2カ月から7カ月未満の方で、3月ですから1回接種ということになろうかと思います、補助対象につきましては。頸がんワクチンにつきましても、165名の該当者がおられますが、平成22年度は1回接種ということになりまして、その後は平成23年度予算で計上して接種したいと思っております。国は、2分の1のコンマ9掛けで補助金を交付

します。あとにつきましては、市の持ち出しということになります。無料化でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 中学校の統合が4月からなるわけですが、この本予算の中で教育総務費の中にありますが、中学校についてはこれでもう統合に向けては整備は可能かどうか、もう完了されるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、市道の中にですね、特に農道関係がどの路線に対象になっているか、その点についてお伺いをしたいと思います。農道関係が、耕作道関係が出ていないというのもあるわけですが、農道がこの中に含まれておれば、全然ないということであれば、まあ要求がなかったものと見ますが、その点についてお伺いをします。

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

教育次長（前田 清信君） 豊坂議員の質問にお答えします。中学校の統廃合関係の工事関係ですが、現時点で学校から要望が上がってきている分について対応をしております。また、この後、各4校に統合されて、その時点でまた統合後に不備が生じるものがあるかとは思いますが、現時点では今のところ整備はしております。

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

建設担当理事（中原 康壽君） 豊坂議員の御質問にお答えをいたしますが、道路維持補修につきましては市道のみでございます。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、担当理事にお伺いいたしますが、農道関係では補修関係はなかったのかどうかお伺いをします。

それから、中学校の統合に向けては、統合がしてからの問題じゃなくて、統合する前に今しなければならぬ整備があると思います。それについて、完全かということを知っていますから、もう完全であると言えばそれで終わります。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問でございますが、今回のきめ細かな交付金事業費には農道の整備には要求をいたしておりません。

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

教育次長（前田 清信君） 統廃合に向けての整備は完全にしております。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 完全に整備してあるということを知りましたので、もう完全にできるものとして判読をいたします。

それで、農林関係については、これは産業経済部門関係ですが、この中にきめ細かな出会いの

村の補修はあります。ただ、ほかの関係については、もうなかったというのがおかしいと思いますが、この点について全然なかったから要求はなかったのか、要求して通らなかったのか、その点についてはっきり担当理事、お願いします。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 農道について、若干御説明を申し上げます。市道は、昭和52年ぐらいだったかと思います。（発言する者あり）交付税で、台帳整備というのがあったわけですね。（発言する者あり）私は、経過としてお話をしようかと思ったんですが、それは必要ないということでございますので、その点は説明を省略させていただきます。

私ども、今回農林できめ細かな交付金の要求は、ほかにもしたところでございます。全体で8億円程度の要求があった中で、必要するものから予算計上してありますわけでございます、私どもも今回はこの出会いの村の修繕のみをお願いをしたところでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 農林関係で具体的に話してもいいわけですが、ここ漁港関係でもですね、特に漁港の海岸、各漁港がありますが、その分についてもですね、大分沈下しているところがあります。これは、漁港の道路関係もありますが、農道でもあります。現地に行っていないという、確認がなされていない。ただ、農道が出ていないというのが、全然要求をしていないというのは、現地確認、あるいは地元の要望がないとしないという行政側の判断かどうかお伺いをして終わります。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 御指摘の節は十分わかります。今後、予算要求をしてまいりたいと、このように思っております。皆様方の御指導をお願いいたします。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 僕も、ちょっと父兄から聞いたんですけど、スクールバスですね。次長、土日とか夏休み、冬休み、このスクールバスについては、何か有料であるとかというような話が出るとかというふうに聞いたんですが、この料金については、どういうふうになるとですか。土日とか祝日とかのクラブ活動等で生徒がスクールバス、当然利用されますけども、これについて有料とかというようなことが僕はまさかあるわけがないと思っているんですが、それについてはどうですか。

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

教育次長（前田 清信君） 土日、夏休み、冬休みの使用についても無料であります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。17番、瀬戸口和幸議員。

議員（１７番 瀬戸口和幸君） 那賀幼稚園の落雷による空調の整備関係。１９０万円ぐらいかかるわけなんですけど、これは共済金が出るということで金額的にはよろしいんですが、１９０万円で、私は那賀幼稚園に行ったことないんですが、この落雷による規模ですけど、どのぐらいの被害だったのか。何台ぐらいあって、こういうことになったのかということですね。ということは、１９０万円もいいんですけど、２０万円の設計管理まで取ってあるんですね。空調を改修するのに、設計管理まで必要なのかということで、ちょっと疑問が起こったものですから。その点、被害の程度等をわかりましたら説明願いたいと思います。

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

教育次長（前田 清信君） 瀬戸口議員の質問にお答えします。落雷により、空調、暖房機器が全壊いたしまして、それを取りかえということで、新たにちょっと場所を変えるようになりますために、その設計管理を。

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（１７番 瀬戸口和幸君） 新たにということで、何台空調があってということはないんですね。温水器、ボイラーだと思うんですが。それから、先ほどから申し上げますように、１９０万円も結構、共済金で出ますからいいんですが、結構何台もあったのかなということも起こってくるわけですね。だけど、それに相当する金じゃなくて、共済金は掛金によって入るということは、私知っていますから、実際はこんなにかからないんじゃないかと思うわけです。そこら辺は、もらう分はもらって、あとは支出はどうするか別ですけど。そういうことで結構です。

あと、これに関連しまして質問ですけど、実際年の初めの結構落雷で民間でも被害で出ておるわけなんですけど、そのほかに公共施設で、こういう落雷の被害がなかったのか。まあ、上がってきていないからないということと言えると思うんですが、これに関連しまして公共施設すべてこういうのに、あと考えられるんですけど、火災保険等で加入してあるのかどうか、そこら付近をわかりましたら御提示願いたいと思います。

以上です。

議長（牧永 護君） 把握していないということは、被害がなかったということで処理しているんですか。久田副市長。

副市長（久田 賢一君） 被害が遭っております。水道施設、それから消防の無線が被害を受けております。そして、これらの施設につきましては、すべて保険に加入いたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第4号平成22年度吉野市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第7．農業委員会委員推薦の件

議長（牧永 護君） 日程第7、農業委員会委員推薦の件を議題とします。

お諮りします。推薦の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、農業委員の推薦は議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。議会推薦の委員は4人とし、富田英司氏、柳川信行氏、山本由紀江氏、米倉美智子氏。以上の4名を推薦いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は4人し、富田英司氏、柳川信行氏、山本由紀江氏、米倉美智子氏。以上の方を推薦することに決定しました。

これから、先ほど委員会付託になった3件について、所管の委員会で審査を願います。

ここで暫時休憩をします。

午前11時10分休憩

.....
午前11時45分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第1号壱岐市行政組織条例の全部改正についてから、議案第3号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定についての3件は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第1号壱岐市行政組織条例の全部改正について、原案可決。議案説明の中でもありましたが、効率的な組織体制を構築するため、課制から部制に移すもの。そのネックになっているのが、分庁方式では課制の効率的な運用では責任所在等ははっきりしない部分が多く、部制に戻すものであります。質疑等ありましたが、委員会としては、その体制を認めまして原案どおり可決としております。

以上です。

議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第2号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について、原案可決。議案第3号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について、原案可決。委員会意見なし。

以上であります。

議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

お諮りします。ただいま委員長から報告のあった、議案第1号から議案第3号を日程に追加し、追加日程第1号、第2号及び第3号として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第3号を日程に追加し、追加日程第1、第2及び第3とすることを決定しました。

追加日程第1．議案第1号

議長（牧永 護君） 追加日程第1、議案第1号を議題とします。壱岐市行政組織条例の全部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第1号壱岐市行政組織条例の全部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第2．議案第2号

議長（牧永 護君） 追加日程第2、議案第2号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第2号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第3．議案第3号

議長（牧永 護君） 次に、追加日程第3、議案第3号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制

定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第3号吉岐市医療技術修学資金貸与条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。今臨時会において可決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、吉岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認め、よって、そのように取り計らうことに決定しました。

・ ・

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第1回吉岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 大久保洪昭

署名議員 瀬戸口和幸